令和７年10月１日
水　　産　　庁

「漁業災害補償法施行規則及び漁獲金額等の認定基準等に関する省令の一部を改正する省令」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

今般制定された「漁業災害補償法施行規則及び漁獲金額等の認定基準等に関する省令」は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和７年法律第31号）及び漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第296号）の施行に伴い、漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）及び漁獲金額等の認定基準等に関する省令（昭和39年農林省令第44号）について当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法第39条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

（参考）
○　行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）
（意見公募手続）
第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
２・３　（略）
４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一～七　（略）
八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

○　行政手続法施行令（平成６年政令第265号）（抄）
（意見公募手続を実施することを要しない命令等）
第四条　法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。
一～十四　（略）
２　法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
二　前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

【連絡先】
水産庁漁政部漁業保険管理官付企画班
代表：03-3502-8111（内線 6634）
直通：03-6744-2355